

日本労働年鑑 第53集 1983年版

The Labour Year Book of Japan 1983

序章 国際・国内情勢と労働問題の焦点

4 労働運動の特徴

(1) 八二年春闘について

春闘の態勢と戦術

労働四団体は、八二年一〇月二六日の事務局長・書記長会議で賃上げの統一要求基準を設定することを確認し、その後の会議において九%アップを基準とし、かつ定昇ないし定昇見合い分などは各団体、産別の判断に委ねるという方針を決定した。さらに政策要求については、年間総労働時間を二〇〇〇時間以下に短縮、八二年度中に定年六〇歳の一般化、一兆円減税の実施、公共住宅建設など住宅政策の確立などをとりあげることになった。八一年十一月一〇日には春闘共闘会議が発足し、前記の要求のほかに個別賃金は一八歳九万円を最低とするなどを決定している。同盟は、八一年十一月二六日の執行評議会で、一、賃上げ要求基準を八一年度消費者物価平均上昇率(五%前後)プラスアルファ(四%程度)の九%、一万七〇〇〇円とする、二、定年の扱いは各産別、単組の自主的決定に委ねる、三、個別賃金は、一八歳九万円を最低とするなどの方針を決定した。

春闘共闘会議、同盟の春闘戦術は、昨年と同様に三月末から四月上旬にかけて先行組合が高額回答を引き出し、これを金属労協の回答に反映させるというものであった。とくに同盟は、八二年一月二六日からの第一八回定期大会で、各段階ごとにストも辞さない強力な闘争によって全体として相乗効果を高めるという例年になく強い姿勢を示した。

春闘前段の政策要求

春闘前段の政策要求のなかでもっとも重点がおかれたのは減税問題であった。労働四団体は、八一年一二月一日鈴木総理と会見し、一兆円の所得減税、物価抑制、マイコン導入にともなう雇用への影響に関する調査研究機関の設置などを申し入れた。さらに八二年一月一九日以降、社会、公明、民社、新自由クラブ、社民連の五野党代表と合同で会談し、一兆円減税の実現に向けて強力にとりくむよう五野党に要請した。二月二八日には、「一兆円減税、賃上げ完全獲得メーデー」集会を開催し、デモ行進をおこなった。

国会においては、労働四団体の要請を受けた各野党が減税の実現を主張したが、政府・自民党は財政事情から実施は困難とし、折衝は難航した。その結果三月一日から国会は空転し、六日にいって「衆議院大蔵委員会に小委員会を設置し、減税を行う場合における税制の改正、財源等について検討を行うよう提言する」という衆議院議長見解で与野党(共産党を除く)の合意が成立をみた。

金属労協の闘争

金属労協の回答にさきがけておこなわれた春闘共闘会議傘下の新聞、民放、出版、金属などの四月三日における回答、妥結平均は、一万四四四一円、六・四％であり、また同盟も金属、化学・繊維の同日における回答、妥結平均は一万三三二一円、七・二％であった。このような状況を背景に春闘共闘会議は、四月二日の戦術調整委でヤマ場の戦術を協議し、一、四月六～九日に最大限の闘争態勢を固め、回答の追い上げをはかり決着を迫る、二、四月一三～一六日は、私鉄、交運を中心とする官民総ぐるみのたたかいを展開するという方針を決定した。また同盟も、四月八～九日を最大のヤマ場に、結集する組合は、先行組合の成果のうえに立って、昨年妥結額を上回る回答を引き出すよう全力を傾注するという方針を確認した。

金属労協のうち、まず鉄鋼は回答指定日の四月八日に大手五組合にたいして三五歳、勤続一五年標準労働者で定昇込み一万三一〇〇円、六・三六％(前年一万三五〇〇円、六・九九％)、他に交替手当五〇〇円増の回答が示され、造船、電機にも昨年を額・率とも下回る回答が提示された。

私鉄総連の闘争

私鉄総連は、大手中央集団交渉の回答指定を四月九日とし、一三日以降の大手組合四八時間ストを背景に交渉をおこなった結果、四月九日の第九回中央集交において会社側は、一、賃上げは従業員一人一ヵ月平均一万三九〇〇円(集交八社平均六・七七％)の第一次回答を提示したが、組合側はこれを拒否した。第一〇回中央集交は、一一日から再開され、ただちに少数交渉に移行し、会社側は一二日の交渉で、一、賃上げは従業員平均一万四七〇〇円(七・六三％)、二、年間臨給昨年同月(五・三二七ヵ月)、三、一〇月から生活関連分一〇〇〇円増額という第二次回答をおこなった。私鉄総連は、この回答を検討した結果、妥結を決定した。私鉄大手組合がストライキをおこなわなかったのは、六八年以来一四年ぶりであった。

公労協の闘争

公労協は、四月一三日および一五～一六日に統一ストを設定していたが、一二日の労働大臣との会見および当局との交渉で民賃準拠が確認され、また私鉄大手が妥結をみたため、一二日のスト中止を決定し、公労委にたいし調停を申請した。一方各当局は、定昇込み単純平均六五五四円、三・三〇％の有額回答をいっせいにこなった。かくして公労委は本格的な調停作業をすすめたが、一五日からの公労協統一ストを前にして一四日、民賃動向の把握が可能となるまで調停作業を一時中断する措置をとり、公労協は調停委員長見解の提示のないままストを中止した。

公労委は四月一七日、調停作業を再開し、一八日午前一時過ぎ「調停委員長見解」(定昇込み加重平均一万三四三四円、六・九〇％)を提示した。ところが使用者側委員が、労組が調停委員長見解の内容を内示の段階で公表したとして反発したため、ただちに仲裁移行の手続きがとれず、そのため四月二〇日の定例総会で改めて仲裁移行を決議した。政府は五月一八日の閣議で、仲裁裁定について「国会の議決を求める件」を決定し、同日一括して国会に付議した。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

